

令和2年7月29日
経 済 部

報道関係者 各位

木更津市地域の元気応援給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えし、元気な地域を取り戻すため、事業の回復に取り組む事業者に対し、応援給付金を給付します。

本給付金は、国の持続化給付金や千葉県中小企業再建支援金の対象にはならず、売上の減少が生じている事業者を下記のとおり支援します。

記

1. 給付対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から7月までの間において、事業収入が前年同月比で20%以上減少している月があり、かつ、50%以上減少している月がない、以下に該当する法人及び個人事業主（農林漁業者を含む）

<法人>

- ① 申請日時点で、木更津市内に本社又は本店を有している。
- ② 令和2年3月以前から、事業により事業収入を有しており、今後も木更津市内で事業を継続する意思がある。
- ③ 資本金の額（出資の総額、資本金の額または財産の額）が、10億円未満または、常時使用する従業員の数が2,000人以下である（組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人である）。

<個人事業主（農林漁業者含む）>

- ① 申請日時点で、木更津市内に住所を有する、又は主たる事業所を有している。
- ② 令和2年3月以前から、事業により事業収入を有しており、今後も事業を継続する意思がある。
- ③ 事業収入が収入金額等の過半を占めている。

<以下に該当する場合は、交付対象外となります>

- ① 既に本給付金の交付を受けている場合
- ② 「公共法人」である場合
- ③ 申請日時点で、「持続化給付金」または、「千葉県中小企業再建支援金」の対象要件を満たしている場合
- ④ 暴力団員等または、暴力団密接関係者である場合
- ⑤ 「性風俗関連特殊営業」またはその営業に係る「接客業務受託営業」を行っている場合
- ⑥ 宗教上の組織又は団体である場合
- ⑦ 以上に掲げるもののほか、給付金の目的から適切でないと判断された場合

2. 支給額

対象要件を満たす事業者のうち、事業用として賃借している建物（建物の底地を含む）の状況に応じ、以下の額を交付します。

- ① 賃借していない場合 10万円
- ② 賃借している場合 20万円

3. 申請受付期間

令和2年8月3日（月）から令和2年10月31日（土）まで（当日消印有効）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送による申請とします。

4. 申請書類の入手場所

① 電子媒体による入手

木更津市公式ホームページ（7月31日公開予定）

② 紙媒体による入手

- ・市役所 駅前庁舎及び朝日庁舎
- ・各公民館
- ・木更津商工会議所
- ・木更津市富来田商工会
- ・木更津市農業協同組合 中郷経済センター及び富来田経済センター
- ・市内6漁業協同組合

問い合わせ・担当課

① 中小企業者向け

木更津市経済部 産業振興課 島村・石井

TEL 0438(23)8460 Fax 0438(23)0075

E-mail sangyou@city.kisarazu.lg.jp

② 農林業者向け

木更津市経済部 農林水産課 磯部

TEL 0438(23)8444 Fax 0438(23)0075

E-mail nousui@city.kisarazu.lg.jp

③ 漁業者向け

木更津市経済部 農林水産課 加藤

TEL 0438(23)8454 Fax 0438(23)0075

E-mail nousui@city.kisarazu.lg.jp